

島根県森林病虫害等防除事業補助金交付要綱

(主旨)

第1条 県の交付する森林病虫害等防除事業補助金については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第2条 森林病虫害等防除事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付の目的、交付の対象とする事業の内容、交付の率及び補助事業者は次のとおりとし、県は予算の範囲内で交付するものとする。

| 交付の目的 | 事業の内容 | 交付の率 | 補助事業者 |
|-------------------------------|---|---------------------------------------|--|
| 森林害虫等の駆除及びまん延防止によって森林資源の保全を図る | 次の各号に掲げる事業であつて、別表に定める採択基準に適合するものとする。 1. 奨励防除 | 事業費の3/4 ただし、のねずみ駆除については事業費の1/2 | 1. 市町村 2. 森林組合 3. 市町村又は森林組合以外の者であつて知事が認めた者 |

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により定める書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

| 提出すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 申請書に添付すべき書類の名称 | 様式 | 部数 |
|--------------------|-------|----|----------------|----------------|----|
| 森林病虫害等防除事業補助金交付申請書 | 様式第1号 | 1 | 事業計画書 | 様式第1号 付属様式1 | 1 |
| | | | 収支予算書 | 様式第1号 付属様式2 | 1 |

(申請内容の変更)

第4条 補助事業者は、規則第9条第1項の規定により、知事の承認を受けようとするときは、変更承認申請書を知事に提出しなければならない。ただし別表に定める重要な変更以外の軽微な変更については、この限りではない。

| 提出すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 申請書に添付すべき書類の名称 | 様式 | 部数 |
|-------------------|-------|----|----------------|-----------------------------------|----|
| 森林病虫害等防除事業変更承認申請書 | 様式第2号 | 1 | 事業計画書 | 様式第2号 附属様式1 (様式第1号附属様式1を準用) | 1 |
| | | | 変更収支予算書 | 様式第2号 附属様式2 (様式第1号附属様式2を準用) | 1 |

(遂行状況報告)

第5条 補助事業者は10月末日現在の補助事業の遂行状況を報告する場合は、次の表に掲げる書類を翌月の10日までに提出するものとする。

| 提出すべき書類の名称 | 様式 | 部数 |
|-------------------|-------|----|
| 森林病虫害等防除事業遂行状況報告書 | 様式第3号 | 1 |

(概算払請求)

第6条 補助事業者が補助事業を当該年度内に完成する場合において、その完成を確実にするため概算払いの請求をする場合は、次の表に掲げる書類を提出するものとする。

| 提出すべき書類の名称 | 様式 | 部数 |
|-----------------------------|-------|----|
| 森林病虫害等防除事業補助金概算払請求書 | 様式第4号 | 1 |
| 森林病虫害等防除事業遂行状況報告及び補助金概算払請求書 | 様式第5号 | 1 |

(着手、完了届)

第7条 補助事業者は地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定により当該補助事業の状況を次の表に定めるところにより知事に報告しなければならない。

| 提出すべき書類の名称 | 様式 | 部数 |
|---------------|-------|----|
| 森林病虫害等防除事業着手届 | 様式第6号 | 1 |
| 森林病虫害等防除事業完了届 | 様式第7号 | 1 |

(実績報告)

第8条 補助事業者は、規則第10条の規定により、補助事業が完了したときは次に掲げる書類を事業完了の日から起算して1ヵ月以内又は補助金の交付決定のあった年度の末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

なお、補助金の全額が概算払により交付された場合における報告の期日は、前記の規定にかかわらず、補助金の交付決定のあった年度の3月末日までとする。

| 提出すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 実績報告書に添付すべき書類の名称 | 様式 | 部数 |
|-----------------|-------|----|------------------|----------------|----|
| 森林病虫害等防除事業実績報告書 | 様式第8号 | 1 | 事業成績書 | 様式第8号 付属様式1 | 1 |
| | | | 収支精算書 | 様式第8号 付属様式2 | 1 |

(書類等の整備保存)

第9条 補助事業者は、この事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の完了の翌年度から起算して5ヵ年間整備、保存しておかなければならない。

付則 この要綱は平成2年4月17日から施行する。

付則 この要綱は平成6年4月1日から施行する。

付則 この要綱は平成7年4月1日から施行する。

付則 この要綱は平成8年5月10日から施行する。

付則 この要綱は平成9年7月1日から施行する。

付則 この要綱は平成11年4月1日から施行する。

付則 この要綱は平成18年4月1日から施行する。

付則 この要綱は平成21年4月17日から施行する。

付則 この要綱は平成22年6月1日から施行する。

付則 この要綱は平成24年4月9日から施行する。

付則 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

付則 この要綱は令和6年7月16日から施行する。

別表

| 区分 | 防除方法 | 種別 | 補助率 | 事業内容 | 重要な変更 | | |
|------|--------|-------|---------|---|--------------------|---|--|
| | | | | | 経費配分の変更 | 事業内容の変更 | |
| 奨励防除 | 空中散布 | 一般散布 | 事業費の3/4 | 松くい虫が付着し、又は付着する恐れのある松林について航空機を利用して行う薬剤の散布 | 1. 補助金の増又は30%を超える減 | 1. 事業主体の変更 2. 事業内容の欄に掲げるそれぞれの事業の新設又は廃止 | |
| | | 地上散布 | | 一般散布 | | | 松くい虫が付着し、又は付着する恐れのある樹木について動力噴霧器等を利用して行う薬剤の散布 |
| | | | | 無人ヘリコプター散布 | | | 松くい虫が付着し、又は付着する恐れのある樹木について無人ヘリコプターを利用して行う薬剤の散布 |
| | | | | スプリンクラー散布 | | | 松くい虫が付着し、又は付着する恐れのある樹木についてスプリンクラーを利用して行う薬剤の散布 |
| | 伐倒駆除 | 薬剤散布型 | | 松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤の散布又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却 | | | |
| | | くん蒸型 | | 松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸 | | | |
| | | 天敵利用型 | | 松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及びボーベリア菌による駆除の措置 | | | |
| | 特別伐倒駆除 | 破砕 | | 松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒、搬出及び破砕 | | | |
| | | 全木焼却 | | 松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒、搬出及び焼却(炭化含む。) | | | |

| 区分 | 防除方法 | 種別 | 補助率 | 事業内容 | 重要な変更 | |
|--------------|----------------|--|---------|--|---|---------|
| | | | | | 経費配分の変更 | 事業内容の変更 |
| 奨励防除 | 伐採木等駆除 | | 事業費の3/4 | 松くい虫が付着し、又は付着する恐れがある伐採木等に対する薬剤の散布、当該伐採木等に対するくん蒸又は当該伐採木等のはく皮若しくは松くい虫及びその付着している枝条、樹皮等の焼却 | 1. 補助金の増又は30%を超える減 2. 事業内容の欄に掲げるそれぞれの事業の新設又は廃止 | |
| | 被害拡大未然防止対策緊急防除 | | | 松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木で、かつ、伐倒駆除の困難な箇所にあるものについて航空機を利用して行う薬剤の散布 | | |
| | 薬剤防除 | | | その他松くい虫が付着し、又は付着する恐れのある樹木について行う薬剤の散布 | | |
| | 松毛虫駆除 | | | 松毛虫に対する薬剤の散布（くん煙による駆除を適当とする場合のくん煙剤を含む。） | | |
| | まいまいが駆除 | | | まいまいがに対する薬剤の散布 | | |
| | 薬剤駆除 | | | からまつ先枯病が付着し、又は付着の恐れがある樹木に対する薬剤の散布 | | |
| | たまばえ類駆除 | | | まつのたまばえ及びすぎたまばえに対する薬剤の散布 | | |
| | すぎはだに駆除 | | | すぎはだにに対する薬剤の散布 | | |
| | のねずみ駆除 | | 事業費の1/2 | のねずみに対する殺鼠剤の散布 | | |
| | カシノナガキクイムシ駆除 | | 事業費の3/4 | カシノナガキクイムシの付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の薬剤によるくん蒸、焼却、破碎及び誘引捕殺 | | |
| カシノナガキクイムシ防除 | | カシノナガキクイムシが付着し、又は付着のおそれがある樹木への粘着剤の塗布等、ビニール被覆及び殺菌剤の樹幹注入 | | | | |

| 区分 | 防除方法 | 種別 | 補助率 | 事業内容 | 重要な変更 | |
|------|-------------|----|---------|--|--------------------|---|
| | | | | | 経費配分の変更 | 事業内容の変更 |
| 奨励防除 | 被害防止対策 | | 事業費の3/4 | 松くい虫に対する特別防除(防除法第7条の2第2項の特別防除をいう。以下同じ。)を行う松林の周囲の自然環境及び生活環境の保全並びに農業漁業その他の事業への被害の防止を図るために講じる措置 | 1. 補助金の増又は30%を超える減 | 1. 事業主体の変更 2. 事業内容の欄に掲げるそれぞれの事業の新設又は廃止 |
| | 航空機による被害木探査 | | | 航空機を利用して行う松くい虫被害木の探査 | | |
| | 被害検査 | | | 地区実施計画の達成に必要な防除法第7条の11第2項の勧告に係る松林の被害状況の把握等 | | |
| | 樹幹注入 | | | 高度公益機能森林及び地区保全森林において、自主事業計画が達成されることとなるような樹幹注入剤の施用 | | |
| | 安全確認調査 | | | 航空機を利用して行う薬剤散布の安全を確認する調査 | | |